

平成23年7月22日

静止輪重比の管理値が限度を超えた車両の運行について

旭川運転所(旭川市永山1条9丁目)所属の車両において、静止輪重比の管理値が当社で定めた限度を超えて車両を運行していたことが、判明しました。

1. 概 況

7月21日(木)苗穂工場(札幌市東区北5条東13丁目)において、検修社員が7月15日に要部検査で出場したキハ40-1716号の輪重測定結果を整理していたところ、当該車両の第4位軸静止輪重比の管理値が、当社で定めている静止輪重比の管理値の限度である15%を0.28%超えていたことが判明しました。

直ちに当該車両の運用を確認したところ、名寄駅(名寄市東1条南6丁目1番1号)に到着していたため、車両の使用を停止しました。

この車両は、平成23年7月15日(金)に苗穂工場で要部検査を終了し、所属基地である旭川運転所へ回送した後、宗谷線旭川～音威子府間、石北線旭川～上川間で運用していました。また、今回の事象が判明するまで、車両の走行上での異常はありませんでした。

なお、今回の静止輪重比の管理値で実際に走行した線区の曲線半径など線路情報を元にシミュレーションしたところ、脱線に繋がるような係数が算出される箇所はなく、安全上問題はありませんでした。

2. 車両番号

キハ40-1716号(旭川運転所所属)

3. 運転区間

苗穂工場を出場後、運転した区間は以下の通りです。(計5日間運用、1,384.2km)

函館線 札幌～旭川間(回送のみ)
宗谷線 旭川～名寄・音威子府間
石北線 旭川～上川間

4. 原 因

苗穂工場での要部検査時に、静止輪重測定を行うことのできる3線に設置されている3つの測定器の内、今回実施した測定器のみ静止輪重比の管理値が自動で計算されず、静止輪重値から手計算していたため、検査担当者が各々の静止輪重値から静止輪重比の管理値を算出する時、計算を間違え、限度内であると判断したためです。

5. 対 策

- (1)検査担当者が静止輪重測定後の管理値を算出する際、手計算をやめてパソコンにその場で静止輪重値を入力し、静止輪重比の管理値を自動計算により算出することとしました。
- (2)さらに、静止輪重比の管理値算出作業を検査担当者2名で行い、ダブルチェック体制としました。
- (3)本社から同様の検査を行っている関係現場(釧路運輸車両所、五稜郭車両所)は、いずれも自動で静止輪重比の管理値が計算される測定器を使用していますが、発生事象の周知と、静止輪重測定については確実に実施し、速やかにデータ整理を行うよう、注意喚起を行いました。

(付 記)

- ①輪重とは : 車両の車輪にかかる重さのことをいいます。
- ②静止輪重比とは : 一軸の輪軸に対し、片側の車輪の輪重を、その軸の平均輪重で除した値です。
- ③静止輪重比の管理値とは : 静止輪重比が100%との差の絶対値で表す数値です。
この管理値の当社で定めている限度値が15%となります。